

# 運 営 規 則

制定 1999年 6月23日

改訂 2003年 7月 1日

## 第1章 総 則

第1条 財団法人神奈川県スキー連盟（以下SAKという）の運営に関することは、SAK寄附為（以下寄附行為という）に定めるほか、円滑な運営に資するため、この規則を定める。

## 第2章 役員及び評議員

（役員を選任等）

第2条 寄附行為第15条に定める役員を選任方法は、寄附行為第16条の定めによるほかは、別に理事会が定める役員選出規程による。

2 前項に基づき、役員として選任された者は、寄附行為第20条のほかに、つぎの場合に役員の職を辞するものとする。

1) 第12条に定める所属団体（以下所属団体という）を退会したとき。但し、特別の事情があると理事会が認めるものにあつては、この限りではないものとする。

（評議員を選任等）

第3条 寄附行為第22条に定める評議員は、別に理事会が定める評議員選出基準による。

2 前項に基づき評議員として選任された者は、寄附行為第22条5項のほかに、つぎの場合に評議員の職を辞するものとする。

1) 第12条に定める所属団体を退会したとき。

但し、選任された時における加盟団体管下の所属団体に移籍した場合で、理事会が認めるものについては、この限りでないものとする。

## 第3章 理事会

（理事会の議事録）

第4条 議事録は寄附行為第29条によるほか、写しを加盟団体に送付する。

（理事会の機構）

第5条 SAKの事業の執行を円滑にするため理事会内に部として総務本部、教育本部、競技本部、及び専門委員会を置く。ただし、理事会は必要に応じて、部、及び専門委員会を設置、または廃止することができる。

（理事会の議長）

第6条 理事会の議長は会長指名により副会長が、副会長指名により専務理事が行うことができる。

(各本部の長)

第7条 各本部の長には常務理事をあて、所管の業務を統括する。

(総務本部の業務分掌)

第8条 総務本部は、つぎの各号に掲げる業務を分掌する。

- 1) 評議員会、理事会、その他運営に係る諸会議に関する事。
- 2) 上部団体、及び関連団体との連携に関する事。
- 3) 加盟団体、SAJ会員登録、及び諸資格に関する事。
- 4) 文書の取り扱い、及び公印の管理に関する事。
- 5) 寄附行為、規則、規程等の制定、改廃の手続きに関する事。
- 6) 広報、出版等に関する事。
- 7) 財務、出納に関する事。
- 8) 契約事務に関する事。
- 9) 備品、物品の管理に関する事。
- 10) 事務所、及び職員に関する事。
- 11) その他理事会の諮問に依る原案作成に関する事。
- 12) その他教育本部、及び競技本部に属さない業務に関する事。

(教育本部の業務分掌)

第9条 教育本部は、つぎの各号に掲げる業務を分掌する。

- 1) SAJの定めるところによる、基礎スキー指導者の育成、及び強化に関する事。
- 2) 基礎スキー、及び傷害防止に係る調査研究に関する事。
- 3) 競技本部の要請による協力体制の確立に関する事。
- 4) 級別テストの審査、公認に関する事。
- 5) スキーの安全対策に関する事。
- 6) 社会体育指導員に関する事。
- 7) 指導員の育成、指導に関する事。
- 8) SAJの定めるところによる、基礎スキーの指導、講習、検定に関する事。
- 9) 基礎スキー、及び傷害防止に関する事。
- 10) 全日本スキー技術選手権への選手及び役員派遣選考の原案資料作成に関する事。
- 11) 分掌業務に関する収支予算、決算の原案作成に関する事。
- 12) その他理事会の諮問に依る原案作成に関する事。

(競技本部の業務分掌)

第10条 競技本部は、つぎの各号に掲げる業務を分掌する。

- 1) 競技スキー関係の事務処理に関する事。
- 2) 強化策を通じた加盟団体との連携に関する事。
- 3) 国民体育大会、及び全日本スキー選手権への、選手及び役員派遣選考の原案資料作成に関する事。
- 4) 諸競技会の公認、各種資格の公認、及び競技会の設定に関する事。
- 5) 公認競技会に対する競技役員のパ遣に関する事。
- 6) ジュニア選手の育成、強化に関する事。
- 7) マスターズスキーに関する事。

- 8) フリースタイルスキー、スノーボード競技に関すること。
- 9) 分掌業務に関する収支予算、決算の原案作成に関すること。
- 10) その他理事会の諮問に応じた原案作成に関すること。

(部及び専門委員会)

第11条 部及び専門委員会の業務は別に定める要綱による。

## 第4章 加盟団体及び所属団体

(加盟団体及び所属団体)

第12条 所属団体は寄附行為第33条に定める加盟団体に所属する団体をいう。

- 2 加盟団体は所属団体数に応じた会費を毎年、指定する期日までにSAKに納入する。

(新規加盟団体)

第13条 SAKに新規に加盟する団体は、つぎの各号の条件を有すること。ただし、特別な事情あると理事会が認めるものにあつては、この限りでない。

- 1) 新規加盟費の納入が可能なこと。
- 2) 所属団体を2以上有していること。
- 3) 市町村の体育協会に加盟していること。

(ブロック)

第14条 SAKの運営上の便宜を図るため、加盟団体の属する地域性を考慮してブロックを置く。

- 2 ブロックは地域を表す単位とし、次に掲げる群市の加盟団体で構成する。ただし、高体連は便宜上、本部の所在地の地域に属することとする。

川崎ブロック：川崎市

横浜ブロック：横浜市、高体連

県央ブロック：相模原市、大和市、座間市、厚木市、綾瀬市、海老名市、愛甲郡  
津久井郡

湘南ブロック：横須賀市、三浦市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、三浦郡  
高座郡

県西ブロック：小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、足柄上群  
足柄下郡、

- 3 ブロックの運用については別に定める。

## 第5章 その他

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は理事会の議決により行い、評議員会へ報告する。

附則

- 1 この規則は平成11年8月1日から施行する。